

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	松戸市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	(事務の全体概要) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設を利用する場合の支給認定、保育利用申込みに対する利用調整、教育・保育施設へのあっせん・要請、事業者(所)の認可・確認、給付費の審査・支払い、利用者負担額の管理、保育料の徴収等を行う。 (特定個人情報を取り扱う事務) 1 支給認定事務 2 利用調整事務 3 保育料の決定及び徴収事務
③システムの名称	①福祉総合システム(子ども子育て支援システム) ②庁内共通連携基盤システム ③中間サーバー ④番号管理システム ⑤サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一(8、94の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 別表第二(13、16、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部 保育課 入所入園担当室
②所属長の役職名	入所入園担当室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 子ども部 保育課 入所入園担当室 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-366-7351

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	岡田 卓	臼井 弘子	事後	人事異動
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	追記	⑤サービス検索・電子申請機能	事後	追記
平成30年7月31日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	臼井 弘子	保土田 有希子	事後	所属長の変更
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目 1取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目 2対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署①部署	子ども部 幼児保育課 入所入園担当室	子ども部 保育課 入所入園担当室	事後	組織改編
令和1年6月27日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保土田 有希子	担当室長	事後	様式変更
令和1年6月27日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松戸市 子ども部 幼児保育課 入所入園担当室 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-366-7351	松戸市 子ども部 保育課 入所入園担当室 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-366-7351	事後	組織改編
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策 を記載	事後	様式変更
令和2年7月10日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正